

平成二十年四月十五日受領
答弁第二七〇号

内閣衆質一六九第二七〇号

平成二十年四月十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問に対する答弁書

一について

調査活動費を含む檢察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検査を受けている。

二について

先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二三三三号）四及び五について述べたとおりである。

三について

御指摘の「決意」については、檢察当局において、把握していなかったものと承知している。

四及び五について

犯罪情勢の変化等に伴い、檢察庁における調査活動の方法等の見直しを行い、平成十一年度予算から反映させたものである。

六について

御指摘の「見直しを記録した文書」の意味が必ずしも明らかではないが、法務省として、見直しのため

の検討経過について記載した文書は有していない。

七及び八について

御指摘の「問題点」、「指摘」等の意味が必ずしも明らかではないが、見直しの当時においても、調査活動費は、適正に執行されているものと考えていた。